

浦安とみおか川柳会・会則

(名称及び事務所)

第1条 本会は「浦安とみおか川柳会」と称し、事務所を会長宅内に置く。

(目的)

第2条 本会はサークル活動を通じて会員相互の親睦を図り、川柳の創作力・鑑賞力などの向上を目指すと共に、川柳を通じ地域社会の生涯学習の向上などに寄与することを目的とする。

(会員)

第3条 本会の会員は浦安市内に在住、または在勤、あるいは在学し、第2条に定めた本会の目的に賛同する者とする。

(事業)

第4条 本会は第2条の目的を達成するため次の各号の事業を行う。

- (1) 定例会
- (2) 定期総会
- (3) その他目的達成に必要な事業

(役員)

第5条 本会は会員の互選により次の役員を置く。

- 会長 1名
- 事務長 1名
- 会計 1名
- 監事 1名

(役員任期)

第6条 役員任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

(役員任務)

第7条 役員任務は次の各号のとおり定める。

- (1) 会長 本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 事務長 ア 総務担当 会長の任務を補佐し、会長に欠が生じた時に代行する。
イ その他事務を統括する。
- (3) 会計 本会の会計を管理する。
- (4) 監事 本会の業務ならびに会計管理が適正に行われているか検査する。

(定例会)

- 第8条
- 1 定例会は毎月第2火曜日とする。ただし、会場の確保ができない事態が生じた場合は、別途協議する。
 - 2 定例会は川柳の勉強会又は句会とする。

(総会)

- 第9条
- 1 第4条の2号に定めた定期総会は毎年4月に開催する。
 - 2 定期総会のほか、会員の総意に基づく決定を要する事項の検討については、会長が臨時総会を招集し議事する。

10条 全ての総会は全会員の過半数以上の出席をもって成立するものとし、議事は総会出席者の過半数以上の同意を経て議決する。

第11条 定期総会での議事は次のとおりとする。

- (1) 本会の予算・決算及び事業計画に関する事項。
- (2) 役員の変更・承認に関する事項。
- (3) 会則の改廃に関する事項。
- (4) その他会員が必要と認める事項。

(役員会)

第12条 緊急あるいは軽易な事項の決定について、会長は第5条に定めた役員を招集して随時役員会を開催して検討することが出来る。

(経費)

第13条 本会の運営にかかる経費として、次の費用について各号のとおりとする。

- (1) 会費 会員1人当たり月額1000円とする。ただし、会費は3箇月前納し、途中の退会者には原則として返納しないものとする。
- (2) 講師謝礼 1月1回につき5000円とする。
- (3) 臨時経費の徴収 吟行会または特別事業などに要する経費は、その都度徴収するものとする。

(事業ならびに会計年度)

第14条 本会の事業ならびに会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

附則 1 この浦安とみおか川柳会・会則は、2015年7月21日より施行する。